（会員証紙）

第10条　事業者が、この規約に従い適正な表示をしている防虫剤の容器、包装等に、会員証紙」を表示しようとする場合は、あらかじめ公正取引協議会の承認を受けなければならない。

（違反に対する調査）

第11条　公正取引協議会は、事業者の防虫剤の取引に関する表示につき第4条から第8条まで及び第10条の規定に違反する事実があると思料するときは、その事実について必要な調査を行うことができる。

2・3　（略）

（違反に対する措置）

第12条　公正取引協議会は、第4条から第8条まで及び第10条の規定に違反する行為がある旨認めるときは、当該違反行為を直ちに排除すべき旨又は当該違反行為と同種の若しくは類似の違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。

2・3　（略）

（規則の制定）

第13条　（略）

（規約の改廃）

第14条　（略）

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

（違反に対する調査）

第10条　公正取引協議会は、事業者の防虫剤の取引に関する表示につき第4条から第8条までの規定に違反する事実があると思料するときは、その事実について必要な調査を行うことができる。

2・3　（略）

（違反に対する措置）

第11条　公正取引協議会は、第4条から第8条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を直ちに排除すべき旨又は当該違反行為と同種の若しくは類似の違反行為を再び行ってはならない旨をもって警告することができる。

2・3　（略）

（規則の制定）

第12条　（略）

（規約の改廃）

第13条　（略）

○総務省告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年二月十三日

総務大臣　山本　早苗

政党	異動事項	旧	新	届出年月日
政治団体の名称				
生活の党	支部の数	五一	五一	二六、一〇、二四
	（主たる事務所の所在地）			
	（主たる活動区域）			
	（設立された支部の名称）			○（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
生活の党神奈川県総支部連合会	（解散した支部の名称）	神奈川県川崎市高津区溝口二―一八―五	神奈川県	
生活の党千葉県参議院選挙区第1総支部				
生活の党参議院比例区第8総支部				
生活の党神奈川県第1区総支部				
生活の党神奈川県第1区総支部	支部の主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市中区山手町二二二―一三	神奈川県横浜市南区唐沢一八―二	二六、一〇、二四
生活の党神奈川県第1区総支部	支部の主たる活動区域	全国	衆議院千葉県第8区	二六、一〇、二四
生活の党参議院比例区第8総支部		衆議院神奈川県第1区	衆議院神奈川県第3区	二六、一〇、二四
生活の党神奈川県第1区総支部	異動事項	旧	新	届出年月日
	支部の数	五八	五一	二六、一二、一七
	（主たる事務所の所在地）			
	（主たる活動区域）			
	（設立された支部の名称）			○（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
生活の党新潟県第5区総支部		新潟県長岡市東神田一―三―二四	衆議院新潟県第5区	○
生活の党衆議院北陸信越ブロック比例区第1総支部		新潟県新潟市秋葉区新津本町一―三―二	衆議院比例代表北陸信越選挙区	○
生活の党富山県第1区総支部		富山県富山市二口町四―九―一〇	衆議院富山県第1区	○
生活の党衆議院東海ブロック比例区第1総支部		愛知県名古屋市天白区笹原町七〇一	衆議院比例代表東海選挙区	○
生活の党衆議院九州ブロック比例区第1総支部		大分県日田市丸山二―四―六一	衆議院比例代表九州選挙区	○
生活の党衆議院北関東ブロック比例区第1総支部		埼玉県坂戸市薬師町一一―一	衆議院比例代表北関東選挙区	○
生活の党衆議院東北ブロック比例区第1総支部		福島県福島市荒井中町裏三五―五	衆議院比例代表東北選挙区	○